

水道施設の災害対策に対する財政支援について



- 水道施設が甚大な被害を受けた阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、能登半島地震、豪雨災害等の経験を踏まえ、災害対策は必要不可欠と再認識
- 水道施設の災害対策は、広く地域の防災機能強化に寄与するものであり、全てを水道事業者が負担することのないよう支援が必要

現状

東日本大震災では、送水管など重要管路のバックアップがなかった地域で影響が長期化

◆ 東日本大震災の被害状況

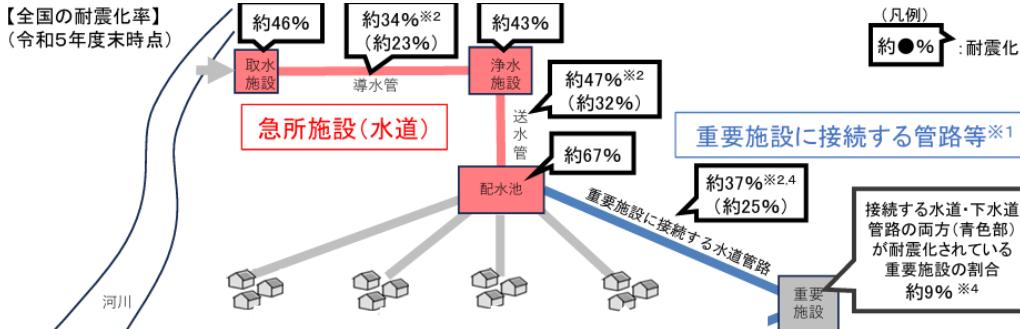
停電による断水戸数	76.3戸 (総戸数の30%)
主要浄水場に自家発電設備を設置していた被災事業者の割合	65.7%
水源被害があった津波被災事業者の復旧日数	92日 (全平均は12日)

厚生労働省「東日本大震災水道施設の被害状況調査最終報告書」より



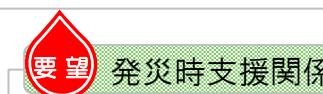
現状

未だ、急所施設等の重要な管路の耐震化が十分でない



要望 予防保全関係

- 近年激甚化する風水害や切迫する大規模地震への対策として、**水道施設の停電・土砂災害・浸水災害対策**及び**水道施設・管路の耐震化**について、持続的かつ安定的な財政支援を図ること。〔要望事項(1)〕
- 「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づく財政支援の採択基準における**資本単価等の要件**を撤廃し、**交付対象事業を拡大**するとともに、近年の大規模な風水害等を踏まえ、今後、危機管理対策の拡充を進めていく必要があることから、期間を延長すること。〔要望事項(2)〕
- 土砂災害・山地災害・浸水災害等の**指定区域**から水道施設を移転する場合においても、財政支援を受けるよう、**適用要件を拡大**すること。〔要望事項(3)〕
- 管路のループ化や多重化事業など、災害時におけるバックアップ機能を備えるための事業を補助対象とすること。〔要望事項(4)〕
- 配水場の場内連絡管の耐震化対策に係る費用を補助対象とするとともに、**伸縮可とう管**をその対象に含め、複数年にわたる事業にも対応が可能とすること。〔要望事項(5)〕
- 応急給水用資機材等の整備又は更新に係る費用を補助対象とすること。〔要望事項(6)〕
- 自家発電設備の設置・維持管理に対する補助メニューの充実を図ること。〔要望事項(7)〕



要望 発災時支援関係

- 派遣元水道事業体で後方支援業務に従事した職員の超過勤務にかかる手当等について、派遣元水道事業体が被災水道事業体に求償しやすい仕組みを構築すること。〔要望事項(1)〕
- 大規模災害時における給水装置の迅速な復旧に向け、被災住民が地元以外の工事業者を手配する際に発生する旅費等を補填するなど、迅速な災害対応に備えた制度を創設すること。〔要望事項(2)〕



より強力な災害対策の推進が急務！